

D3 医学・生命科学演習（選択科目） 時間割コード22220

1. 大学院博士課程授業の実質化に伴い、学会や大学などのアカデミアが主催する（民間主催ではない）、学会や講演会等の学術集会での発表を単位として認定する。
2. 博士課程授業の中に、選択科目として「D3 医学・生命科学演習」を新設し、学会発表により最大2単位までの単位を認定する（シラバスの講義科目と単位数のリスト参照）。
3. 単位の認定は、以下のように規定する。なお単位を付与できる学会、講演会、シンポジウム等の学術集会の判定については、大学院教育委員会が行なう。

- 1) 国内外で開催される国際学会、国際会議、国際シンポジウム、あるいは国内で開催される全国的な学会、研究会等の学術集会での発表は、演題抄録の筆頭著者としての口頭あるいはポスター発表を伴う出席1回で最大2単位を付与する。
- 2) 地域的な学会（地方会など）、講演会、セミナー等の学術集会で、会合への演題抄録の筆頭著者としての口頭あるいはポスター発表を伴う出席1回で、最大1単位を付与する。

なお学会の開催日数と認定する単位数の関係については、次ページの細則を参照のこと。

4. 単位の申請方法と認定にいたる手順

- 1) 大学院学生は、原則として学会発表をした当該年度中に、所定の申請書様式（様式1参照）に学術集会の名称、開催期日およびレポートなどの必要事項を記載のうえで、①学術集会への参加証（コピーで可）、②本人の発表が記載されたプログラム、ならびに③学生が筆頭発表者として記載された抄録のコピーを、文書として医学事務チーム教務担当（5029）あてに提出する。申請書は、大学院教育委員会（原則として毎月第3水曜日に開催）で審査する。
- 2) 大学院教育委員会では、提出された書類をチェックして、申請された単位数を細則（別紙1）にしたがって算定し決定する。その単位数を医学事務チーム教務担当が集計し、2単位以上になった時点で SOSEKI に入力し、学生は SOSEKI の閲覧をもって修得した単位数を確認する。なお2単位に満たない場合には、単位は認定されない（0単位）。
- 3) 申請においては、熊本大学の所属が明記されている必要がある。所属が本学以外の場合、共同演者に指導教員が含まれていることが求められる。
- 4) 大学院の教育委員会で認められた場合には web 学会における参加も認める。その際、提出物の1) ①については、学術集会への参加証又は指導教員の証明により受け付けることとする。

D 3 医学・生命科学演習において認定する単位数に関する細則

1. 平成 20 年度に入学した学生が、平成 20 年度に行った学術集会での発表についても、発表を証明する必要書類と申請書を、原則として平成 20 年度中に提出すれば、単位として認定できるものとする。
2. 学術集会の会期と認定する単位数との関係は、以下の基準によることを基本とする。
 - 1) 学術集会への 3 日間の参加をもって、所定の最大単位数を修得したと認める。その根拠は、講義科目・理論は 90 分授業の 15 回（合計：32.5 時間）をもって 2 単位としており、通常の学術集会は、午前 8 時～午後 6 時ごろまでプログラムが組まれており、3 日間の学術集会出席により、約 30 時間分の講義受講に相当する学習ができると考えられるからである。
 - 2) 半日開催された学術集会を、規定の最大単位数の $\frac{1}{6}$ の単位数とカウントする。たとえば、1 日開催の場合は、規定の $\frac{1}{3}$ の単位数を、1.5 日開催の場合は規定の $\frac{1}{2}$ の単位数を、また 2 日開催の学術集会は、規定の $\frac{2}{3}$ の単位数を付与する。
 - 3) 単位数の算定の具体例：
3 日間以上開催された国際学会あるいは国内の全国的な学術集会で、筆頭演者として、発表した場合は 2 単位、1 日開催の場合は $\frac{2}{3}$ 単位、1.5 日間開催の場合は 1 単位、2 日開催の場合は $\frac{4}{3}$ 単位を付与する。
2 日間開催された地方的な学術集会で、筆頭演者として発表した場合は $\frac{2}{3}$ 単位を、1 日開催の場合は $\frac{1}{3}$ 単位を、半日開催の場合は $\frac{1}{6}$ 単位を付与する。
3. 上記の規定に合わない学会出席の時間数について認める単位数に関しては、大学院教育委員会で審議して決めるものとする。